

令和 6 年度

学校いじめ防止基本方針



しまね潮風学園

松江市立島根小学校

＜目 次＞

1 私たちは「いじめ」をこのように考えます	
○いじめ問題についての基本的な認識	P.2
○いじめを理解する	P.3
○教職員のいじめに対する基本姿勢	P.5
2 【いじめ防止】 いじめ防止の取組 年間計画	P.6
3 【未然防止・早期発見】 いじめは このように防止・発見します	
P.7	
4 【いじめ対応・措置】もし いじめが起こったら…	P.8
5 【いじめ対応・措置】いじめの対応はこのようにします	P.9
6 【いじめ対応・措置】いじめの重大事態への対応はこのようにします	
	P.10

いじめ防止対策推進法より

(学校いじめ防止基本方針)

第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第 22 条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織をおくものとする。

1 私たちは「いじめ」をこのように考えます

いじめは、人として決して許されない行為です。しかし、いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるものです。そこで、学校、教育委員会、家庭、地域が一体となって、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならぬと考えます。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進めます。とりわけ、「いじめを生まない風土づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められていると受け止めています。

いじめとは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（推進法第2条より）

いじめ問題についての基本的な認識

- いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こり得る
- いじめは、重大な人権侵害であり人間として絶対に許されない
- いじめは、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題

いじめを理解する

(1) いじめをとらえる視点

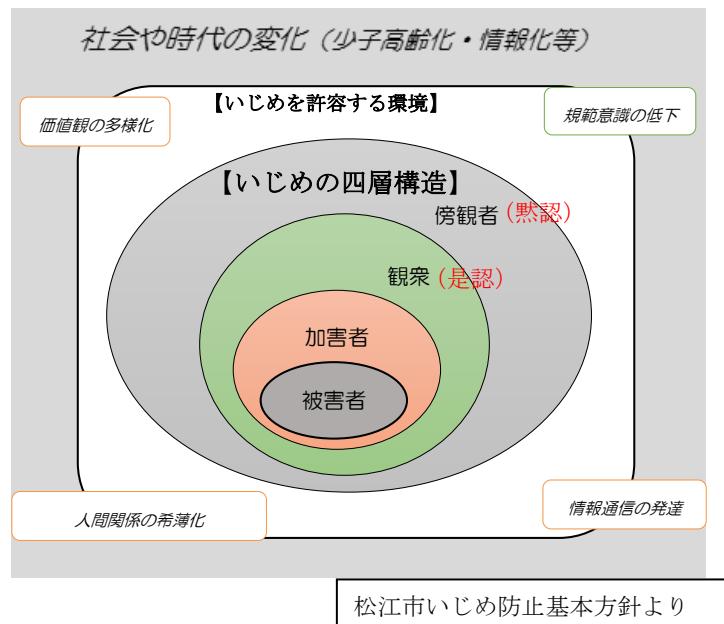
いじめられる側が精神的・身体的苦痛を感じているかどうかで、いじめを認知していきます。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

(2) いじめの構造

①いじめの四層構造

いじめの問題は、「被害者」と「加害者」だけの問題ではありません。周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」と呼ばれる存在があります。「観衆」も「傍観者」もいじめを助長する存在といえます。この四つの層は、集団の行動の在り方と大きく関係しています。

集団全体にいじめを許容しない
雰囲気が形成されることが重要です。



②いじめを許容する環境

学校をはじめとする社会における様々な集団において、教師や大人の関わりが不十分、不適切なためにいじめの問題の発生や深刻化につながることがあります。集団を統率する教師や大人の資質や能力、組織的な対応力等を高め、いじめを許容しない環境をつくることが重要です。

③社会や時代の変化

いじめの問題を深刻にしている背景として、上記に示すいじめ特有の構造に加え、少子高齢化・情報化といった社会の急激な変化に伴う価値観の多様化、規範意識の低下、家庭内のコミュニケーションの不足や周囲との人間関係の希薄化等の課題が考えられます。

(3) いじめる心理

いじめの背景にはいじめる側の心理があり、それを読み取ることも重要です。不安や葛藤、劣等感、欲求不満等が潜んでいることが少なくありません。どう対応すべきかの方向性が見いだせるだけでなく、その視点から児童の生活を見ることで、いじめの未然防止にもつながると考えます。

<いじめの衝動を発生させる原因>

① 心理的ストレス

(過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする)

② 集団内の異質な者への嫌悪感情

(凝集性が過度に高まった学級集団等において、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる)

③ ねたみや嫉妬感情

④ 遊び感覚やふざけ意識

⑤ いじめの被害者となることへの回避感情 など

(4) いじめ解消の判断

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとします。

② 被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害を受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害を受けた子ども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

また、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、いじめの被害を受けた子ども及び加害の子どもについては、日常的に注意深く観察する必要があります。

教職員のいじめに対する基本姿勢　～教職員としてなすべきこと～

未然防止

- 心の居場所づくりに努める
- 特別教室や掲示板など環境面も気にかける
- 一人一人の心の理解に努める
- いじめは許さないという学級風土をつくる
- わかる授業、「自信」と「やる気」を引き出す授業に努める
- 個性を認め合う学級経営に努める
- 学校全体で特別支援教育を推進し、理解・啓発を図る。
- 子どもたちの集団づくり、地域活動への参加を推進する
- 保護者・地域との連携、情報提供及び情報共有をする
(PTA、公民館、民生委員、児童委員、青少年育成協議会、他)

早期発見・早期対応

- いじめを見抜く感性を磨き、子どもの変化に敏感になる
- 不安や悩みを受容する姿勢をもつ
- いつでも、誰にでも相談できる体制づくりをしておく
- 子どもや保護者からの声に誠実に応える

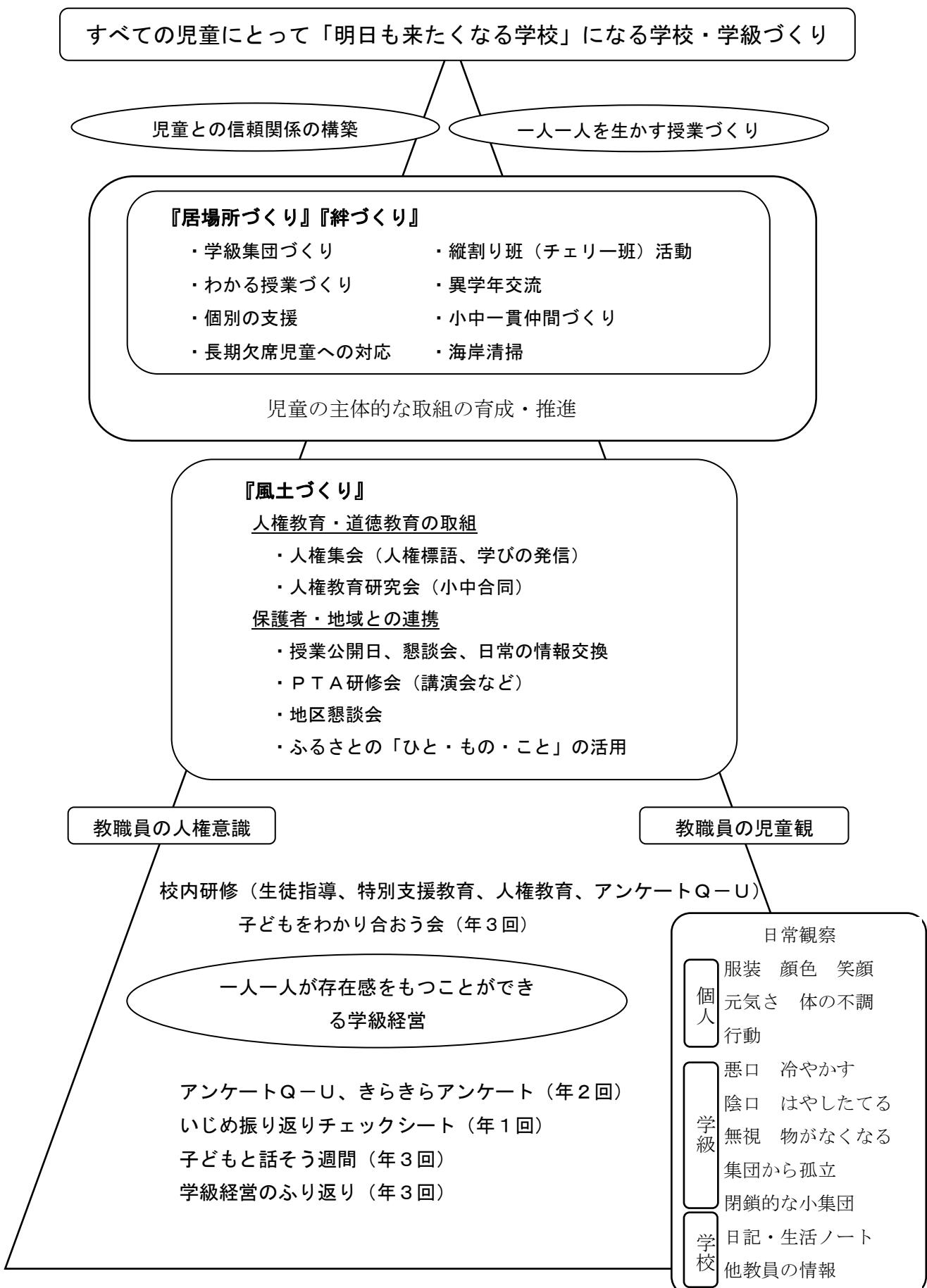
組織的対応

- いじめを受けた子どもを最後まで守りぬく
- 子どもの自尊心を傷つけない、偏見を招かない指導・注意をする
- 教職員間で連携・協力して問題解決にあたる
(教職員がいじめを発見または相談された場合、情報を抱え込むことは法に違反することになる)
- 関連機関との連携を密にしていく
- インターネットを通じて行われるいじめが認知された場合に学校が適切に対応することができるよう警察とも連携し情報提供を行う

2 島根小学校いじめ防止の取組 年間計画

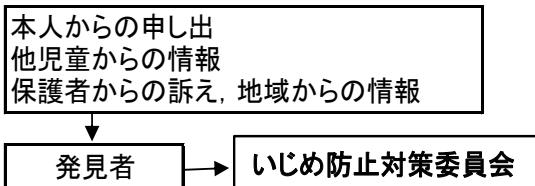
	いじめ未然防止			いじめ早期発見
	居場所・風土づくり	集団・絆づくり	職員会議(生徒指導・特別支援教育)	
年間を通して	モジュール学習・放課後学習支援 地域・保護者との連携(各学年)	チエリー班活動 学年親子活動	教職員の細やかな情報共有 いじめ発生時には基本方針をもとに迅速に対応	
4月	自己評価シートを作成し、学級経営方針を決定	より良い学級集団づくり かる授業づくり くくり	チエリー班編成	生徒指導推進計画 特別な配慮を要する児童(個人カルテ)確認 いじめ発見時の対応について
5月				学校いじめ防止基本方針の共通理解 子どもを分かり合おう会Ⅰ
6月			島根小運動会 海岸清掃(小中一貫)	きらきらアンケート実施 アンケートQU実施 子どもと話そう月間(教育相談)
7月				いじめ防止基本方針見直し
8月				個別の指導計画検討会 アンケートQU分析研修会
9月				2学期生徒指導推進計画
10月			学習発表会	きらきらアンケート実施 アンケートQU実施
11月			人権集会(委) (人権標語、学びの発信)	子どもと話そう月間(教育相談)
12月	学校評価(児童・保護者)			いじめ振り返りチェックシート
1月	評価を受けた見直し			3学期生徒指導推進計画 個別の指導計画検討会
2月			6年生を送る会(児童会)	子どもと話そう週間(教育相談)
3月				特別な配慮を要する児童について

3 【未然防止・早期発見】いじめは このように防止します



4 【いじめ対応】もし いじめが起こったら・・・

1日目に対応する



(校長、教頭、学級担任、生徒指導主任、養護教諭、市教委、PTA会長・副会長、公民館長、学校運営協議会)

*情報連絡は迅速に行い、その日のうちに行動し始める

◎被害者の気持ちに寄り添う

子どもや保護者からの訴えを真摯に傾聴
いじめられている子どもの立場に立った親身な対応
「あなたを全力で守る、お子さんを全力で守る」決意と
メッセージを伝える。

◎いじめの状況を確認する

■把握したい事実関係(5W1H)

- ①いつ頃からか
- ②誰がどんな行為をしたか
- ③そのときどう感じたか
- ④今どう思っているか
- ⑤周りの子どもたちの様子はどうか

◎加害者の気持ちも配慮する

○気持ちを十分聴く。
○いじめの行為やそのときの気持ちを受容的に聴く。
(理詰めで追い詰めることは避ける。)
○気持ちを十分聴く中で自らの行為の不当性に気づかせ、よい方向に導く。

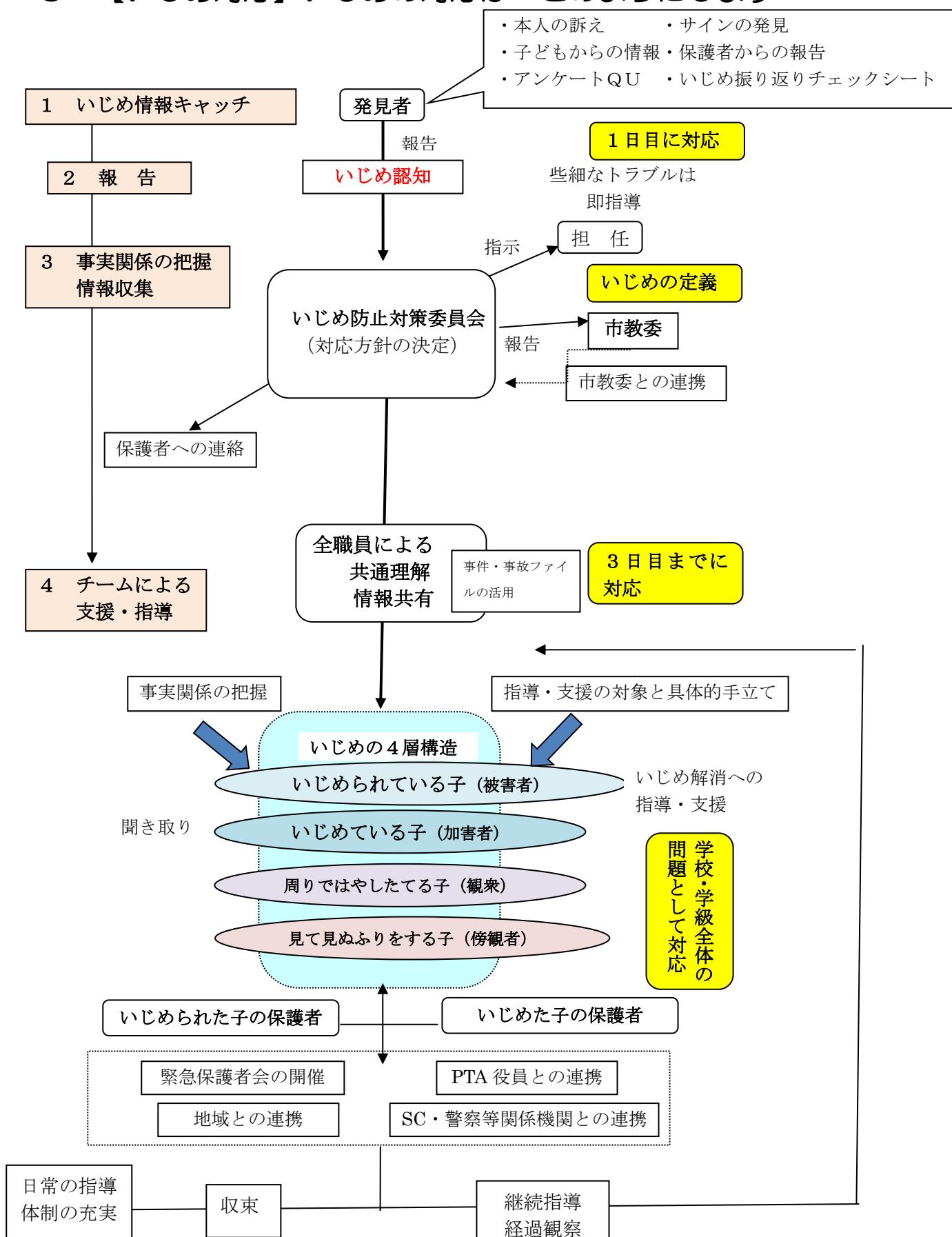
■被害者への基本スタンス

○先入観をもたずに聞き、勝手な解釈や批判はしない。
○早急に聞き出そうとせず、発言をじっくり待つ。
○保健室や相談室など危機を回避できる時間・場所を提供する。
○その子との関係が良好な教師が対応する。

いじめ	対応
<p>1対1の比較的軽度な言葉によるからかい、無視等</p> <p>数名の軽度な言葉によるいじめ、仲間外し、無視。</p> <p>蹴る、叩く、足をかける、物かくし等。</p> <p>※言葉によるからかい、言葉によるいじめ、仲間外し、無視等は、インターネットを介したものも含む</p>	<p>P9の対応表に従って行動。</p> <p>※教職員の何気ない一言、かすかなうなずき、黙って聞き流す等の言動、態度が、いじめを助長したり、許容したりすることがある。</p> <p>※指導のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○行為をしたか、しないかの一点を明確にする。 ○クラス全員を味方につけつつ指導する。 ○必要があればSCへのカウンセリングをすすめる。
<p>長期間の集団無視、強要、ぬれぎぬ、服を脱がせる等の重度の実害発生。いじめによる不登校。転校を保護者や本人が検討。</p> <p>万引き強要。けがを伴う暴力。恐喝、窃盗、性的な悪戯、PTSD。</p>	<p>P10の対応表に従って行動。</p>

*いじめと判断したら市教委へ連絡

5 【いじめ対応】いじめの対応は このようにします



☆事態収束の判断

- ①いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいること
②被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと。
- } 2つの要件を満たす必要がある。

6 【いじめ対応】いじめの重大事態への対応はこのようにします

重大ないじめ事案（重大事態）

<重大事態>（推進法第28条1項）

- (1) いじめにより、児童生徒の**生命、心身又は財産に重大な被害**が生じた疑いがあるとき
- (2) いじめにより、児童生徒が**相当の期間学校を欠席**することを余儀なくされているとき

